



株式会社ジィ・シィ企画

証券コード：4073

第27期

定時株主総会 招集ご通知

■ 日 時

2022年9月29日(木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

■ 場 所

千葉県佐倉市ユーカリが丘4丁目8番1号
ウィシュトンホテル・ユーカリ 5階 ロイヤル

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

お知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日の会場へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

● 議決権の事前行使について

同封の議決権行使書面のご送付により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年9月28日(水曜日) 午後6時まで



代表取締役社長
矢ヶ部 啓 一

株主の皆様におかれましては、日頃より当社をご支援いただき、厚く御礼申し上げます。

第27期定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当社は昨年9月に東証マザーズ（現グロース）へ上場をいたしました。新たなスタートラインに立ち一層の企業価値向上と持続可能な社会への貢献に取り組んで参りましたが、当期（2021年7月から2022年6月まで）は、半導体不足による決済端末の未入荷や大型受託開発案件の受注遅延の影響等により、当初予定していた計画を大きく下回る業績結果となりました。大変残念な結果であり株主様の期待に沿う事が出来ませんでした。この反省を活かした新中期経営計画のもとで事業に邁進して参ります。

上場2年目はこれまで以上に新しい価値観をステークホルダーの皆様にご提供し、社会への貢献と持続的な成長の実現を会社一丸となって取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年9月

証券コード 4073
2022年9月13日

株 主 各 位

千葉県佐倉市王子台一丁目28番8号
株式会社ジィ・シィ企画
代表取締役社長 矢ヶ部 啓 一

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限であります2022年9月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県佐倉市ユーカリが丘4丁目8番1号
ウィシュトンホテル・ユーカリ 5階 ロイヤル
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第27期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議事の記録の正確性を確保するため、当日は議場のカメラ撮影を予定しております。会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿が撮影されないよう配慮いたします。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.gck.co.jp/>)においてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染防止に関する当社対応及びご来場に関するご協力をお願い

本定時株主総会は、法令及び当社定款に基づき、9月29日（木曜日）10時より開催させていただきます。
当社におきましては、株主様の安全を第一に考え、感染防止に努めた次の対策を講じます。

- ◆本定時株主総会会場内においては、役員及びスタッフはマスクを着用し、会場入口に消毒液を設置、その他、株主総会の議事進行についても、例年より時間を短縮するなど感染防止対策を徹底いたします。
- ◆開催日直近の感染状況等により、受付にて検温を実施し、発熱等の症状を確認した場合には、他の株主様への感染防止のため、入場制限などの措置を講じさせていただく場合があります。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類(5頁～15頁)をご検討の上、以下のいずれかの方法により議決権のご行使をお願い申し上げます。



ご郵送で 議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上、ご返送ください。

**早期投函の
お願い**
行使期限までに到着
するようお早め
にご投函ください。

↑
こちらを切り取ってご返送ください。

行使期限

2022年9月28日(水曜日)
午後6時到着分まで



株主総会に 当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

**本冊子ご持参の
お願い**
資源節約のため、
本冊子をご持参くだ
さいますよう、願
い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年9月29日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

議決権行使書のご記入方法

第1号・第2号議案

- ▶ 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- ▶ 否認の場合 ⇒ 「否」の欄に○印

第3号議案

- ▶ 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を否認する場合 ⇒ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。
- ▶ 一部の候補者を賛成する場合 ⇒ 「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主への利益還元を重要課題の一つとして認識し、今後の事業展開及び財務体質強化のために必要な内部留保の確保に留意しつつ、財務状況及び業績等を総合的に勘案し、継続的に安定した配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様へ感謝の意を表すため、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 24,926,920円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 株主総会資料に関する電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 (1)～(7) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) <u>(8)～(9)</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (1)～(7) (現行どおり) <u>(8) 決済に関連する会員・加盟店の募集、加入業務</u> <u>(9) 決済に関連する加盟店の売上データの集計・請求支払・集金代行業務</u> <u>(10) 信用購入あっせん業務</u> <u>(11) クレジットカード等に関する業務</u> <u>(12)～(13)</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)	(削除) (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 第1条 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 第2条 本附則第1条及び本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位及び担当	出席回数/ 取締役会
1	かね こ てつ じ 金 子 哲 司 重任	取締役会長	30回／30回
2	や か べ けい い ち 矢ヶ部 啓 一 重任	代表取締役社長	30回／30回
3	た か ぎ よう すけ 高 木 洋 介 重任	取締役 ペイメントビジネス本部長 兼ソリューションセールス部長	30回／30回
4	まる や ま ひ で ゆ き 丸 山 英 幸 新任	執行役員 経営管理本部長 兼経営企画部長	—
5	か な ざ わ けん い ち 金 澤 憲 一 新任	インテグレーション本部長	—
6	に し だ み つ し 西 田 光 志 重任 独立役員 社外	取締役	29回／30回
7	く さ か べ すずむ 日下部 進 新任 独立役員 社外	—	—

【参考】 候補者一覧

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所届出独立役員

候補者
番号

1

かね こ てっ じ
金子哲司



重任

生年月日

1951年4月21日

取締役在任年数

27年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

30回／30回

所有する当社の株式数

224,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月 （株）堀切バネ製作所（現：（株）ホリキリ）入社

1989年10月 セイコーシステム（株）（現：セイコーソリューションズ（株））入社

1995年 9 月 （有）ジィ・シィ企画（現：（株）ジィ・シィ企画）設立
代表取締役社長

2016年 4 月 当社代表取締役会長

2019年 9 月 当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業者で、高い経営理念を掲げ強いリーダーシップで会社を牽引してきた実績と、経営への幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

や か べ け い い ち
矢ヶ部 啓 一



重任

生年月日

1962年 3月 2日

取締役在任年数

24年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

30回／30回

所有する当社の株式数

153,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 （株）耀友福岡（現：（株）リョーユーパン）入社
1991年 8 月 セイコーシステム（株）（現：セイコーソリューションズ（株））入社
1997年12月 当社入社 システム部長
1998年 9 月 当社取締役システム部長
2000年 9 月 当社取締役営業部長
2012年 7 月 当社取締役システム開発部長
2013年 7 月 当社取締役品証工程管理部長
2014年 1 月 当社取締役総合情報管理室長
2016年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の開発部門、営業部門、管理部門の主要部門内で培った経験と実績から経営全般を掌握し、今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験及び幅広い見識と強いリーダーシップが必要と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

3

た か ん ぎ よ う す け
高 木 洋 介



重任

生年月日

1979年6月30日

取締役在任年数

6年5ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

30回／30回

所有する当社の株式数

29,720株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月 当社入社

2012年 7 月 当社執行役員営業部長

2014年 4 月 当社執行役員システムソリューション営業部長

2016年 4 月 当社取締役ソリューション営業部長

2017年 1 月 当社取締役ペイメントビジネス本部長兼ソリューションセールス部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社のペイメントビジネス本部を統括し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験及び幅広い見識と、強いリーダーシップが必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

まる やま ひで ゆき
丸 山 英 幸



新任

生年月日

1978年8月13日

取締役在任年数

一年

取締役会への出席状況

一回／一回

所有する当社の株式数

16,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年9月 (株)ハッシュシステム設立 代表取締役社長

2003年4月 当社入社

2006年9月 当社営業部営業三課長

2008年7月 当社営業部アドバンスソリューション課長

2012年7月 当社営業部副部長

2014年4月 当社ペイメントビジネス本部カスタマーサービス
部副部長

2016年4月 当社執行役員

ペイメントビジネス本部カスタマーサービス部長

2022年7月 当社執行役員

経営管理本部長兼経営企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

企業経営及び長きにわたる営業の成長戦略構築、当社運用部門内で培った豊富な知識と経験を有しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験及び幅広い見識と、強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

5

かな ざわ けん い ち
金 澤 憲 一



新任

生年月日

1971年12月23日

取締役在任年数

一年

取締役会への出席状況

一回／一回

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 (株)都築ソフトウェア入社
2001年 1 月 富士ソフト(株)入社
2017年 4 月 同社 情報ソリューション部課長
2018年10月 当社入社
2021年 7 月 当社インテグレーション本部副本部長
2022年 7 月 当社インテグレーション本部長（現任）

取締役候補者とした理由

大型システム開発案件のプロジェクトマネージャ及び組織マネジメントの豊富な知識と経験を有しております。当社の継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験及び幅広い見識と、強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。

にし　だ　みつ　し
西　田　光　志

重任 社外 独立役員

生年月日

1951年9月29日

取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

29回／30回

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 ㈱東洋情報システム（現：TIS㈱）入社
2001年6月 同社 取締役企画本部企画部長
兼同本部事業開発室長兼社長室長
2003年4月 同社 取締役企画部長兼事業開発室長
2004年4月 同社 取締役金融・カード第1事業部長
2005年10月 同社 取締役カード第2事業部長
2006年4月 同社 取締役事業統括本部カード第2事業部長
2008年4月 クオリカ㈱ 代表取締役社長
2013年4月 TIS㈱ 代表取締役副社長
2016年4月 同社 代表取締役副社長執行役員
2018年4月 同社 代表取締役
2018年9月 ㈱W&Bay consulting 代表取締役（現任）
2020年6月 ㈱エコミック 社外取締役（現任）
2020年9月 当社社外取締役（現任）
2021年12月 アイビーシー㈱ 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

他社での会社経営全般に関する経験・見識が豊富であり、当社経営陣から独立した立場での経営全般に関する適切な助言が得られるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

く さ か べ
日下部

すすむ
進



新任 社外 独立役員

生年月日

1957年4月22日

取締役在任年数

－年

取締役会への出席状況

－回／－回

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 ソニー(株) (現：ソニーグループ(株)) 入社
1988年4月 同社 情報処理研究所 係長
1999年4月 同社 総合研究所／中央研究所 開発課長
2001年4月 同社 F e l i c a事業部 事業部長兼開発部長
2003年4月 同社 情報通信研究所 リサーチディレクター
2005年4月 三菱商事(株) 生活産業グループ 新規事業アドバイザー

2009年8月 QUAD R A C(株) 代表取締役社長
2020年1月 K S K B(株) 代表取締役C E O (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

情報システム業界全般における技術者としての豊富な経験を有しており、かつ他社において代表取締役を歴任するなど豊富な経験と見識に基づき、当社経営陣から独立した立場での経営全般に関する適切な助言が得られるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 所有する当社株式の数は2022年6月30日現在のものであります。
2. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 西田光志氏及び日下部進氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、西田光志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、日下部進氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
5. 当社は、西田光志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、日下部進氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役がその職務執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が填補されることとなります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、取締役の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。取締役候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策の効果や新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展により段階的な経済活動持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にあります。また、半導体不足の継続、円安の進行に加え世界情勢の不安もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主要な事業領域であるクレジットカード業界においては、経済産業省が実施したキャッシュレス・ポイント還元事業等を背景に、キャッシュレス決済の浸透が進み、民間消費支出に占めるキャッシュレス決済比率、キャッシュレス支払金額はともに上昇し、市場の成長が続いています。経済産業省の特定サービス産業動態統計調査によると、クレジットカード業の取扱高は2022年6月度における前年同月比で19.6%増加しており、クレジットカード等の普及は、今後ますます増加が継続するものとみられます。

このような環境の中、当社はスーパーマーケット・ディスカウントストア等の小売業を中心にEMV（注）に準拠した決済システム及び端末の提案や導入を進めてまいりました。

情報システム開発売上高（フロー収益）は、決済システムと決済端末をセットで導入する予定であった一部のユーザーにおいて、システム投資時期の見直しが発生したことに伴い、受託開発案件及び端末導入案件の受注が伸び悩み、666,437千円（前年同期比43.5%減）となりました。

アウトソーシングサービス売上高（ストック収益）は、情報システム開発売上高案件の納品後から売上計上されるため、情報システム開発の受注が伸び悩んだ影響を受け、922,370千円（前年同期比2.6%増）に留まりました。

以上により、会社全体の当事業年度の売上高は1,588,807千円（前年同期比23.5%減）となり、営業損失55,715千円（前年同期は営業利益199,591千円）、経常損失82,878千円（前年同期は経常利益191,615千円）、当期純損失91,660千円（前年同期は当期純利益126,576千円）となりました。

当社は、カード決済サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。なお、サービス区分別の売上高の状況は次のとおりであります。

サービス区分別売上	売上高（千円）	構成比（%）	前事業年度比（%）
情報システム開発売上	666,437	41.9	56.5
アウトソーシングサービス売上	922,370	58.1	102.6
合 計	1,588,807	100.0	76.5

（注）「EMV」とは、Europay、Mastercard、VISAの頭文字をとったもので、IC型クレジットカードに関する国際規格です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、260,460千円であり、その主なものは次のとおりです。

① 自社利用ソフトウェアの取得	41,415千円
② 自社利用ソフトウェアの開発	178,220千円
③ サーバー等機器類の購入	38,441千円

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年9月28日に東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額452,088千円の資金調達を行いました。また、新株予約権の行使により株式を発行し、29,940千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社では、キャッシュレス決済分野に特化した高品質なサービスの提供により、業界における存在価値を高めるため、以下の課題に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいります。

① システム開発力と競争力の強化

当社は、長年蓄積されたノウハウを生かし、多様なキャッシュレス決済ニーズに対応したシステムを提供しております。情報通信の技術革新は日進月歩であり、常に新技術、新サービスが出現する状況です。当社は競争力のある商品・サービスをお客様にご提供するために、それらの技術やサービスをタイムリーにキャッチし、先行して対応することが重要と認識しております。システム開発においては、プロジェクトの見える化を推進し、問題点の把握・早急な対応策の実施等をとおして、品質、コスト、納期の三面からの管理に取り組んでおります。また、リリース時の検証に十分な時間をかけ、安全性と信頼性の高いシステムとサービスの提供に取り組んでまいります。

② 優秀な人材の獲得及び育成

当社は、新しい技術への対応が常に要求される事業を営んでおります。最先端の技術を習得し、高度な技術力に裏付けられた、顧客にとって使いやすく、顧客業務の効率化に資する商品・サービスの提供を目指しております。決済端末やサーバー関連の技術力及び高品質なサービスの企画・開発力が競争力の源泉になると認識しております。その確保のた

めには、優秀なスタッフと、それらによって構成された開発体制が必要になります。今後の当社の成長のため、積極的な人材採用活動を進めるとともに、人材育成のために外部機関などを活用し計画的に研修を行ってまいります。

③ サービス品質の向上

当社は、サービスの一層の品質向上に向けて、開発技術の精錬に努め、トラブルや不具合などが発生しないよう保守及び運用サービスを強化するとともに、品質保証による信頼を獲得、維持することが重要であると考えております。そのため、品質マネジメントシステムの国際標準規格であるISO 9001の認証を取得し、継続的な改善に努めております。引き続き、品質管理を徹底し、企業価値の向上に努めてまいります。

④ 情報セキュリティの強化

当社が提供するシステムやサービスの顧客数が増加しデータの規模が拡大するのに伴い、外部からの不正な手段による侵入等によって、決済情報やクレジットカード情報等の重要なデータが消去される、あるいは、外部に流出するリスクも増加することになります。これらの情報の保護等の体制強化のため、当社は情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO 27001 (ISO/IEC 27001) 及びクレジットカード業界のセキュリティ基準であるPCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standards) の認証を取得しておりますが、在宅ワークの普及や、情報犯罪の高度化により、情報漏洩又はコンピュータウィルスの侵入リスク等に晒されていることを認識しております。そのため、情報セキュリティ事務局を置き、情報管理やアクセス管理を実施するとともに、情報の取扱いに関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、現在成長途上にあるため、企業規模が比較的小さく、内部管理体制も企業規模に相応の体制となっております。そのため、内部管理部門の強化を図ってまいります。コンプライアンスに関する社内研修や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化を行い、コーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

⑥ 営業力の強化

当社は、事業規模拡大のため営業機会の最大化に努めます。様々な関連事業者とのアライアンスを推進し、特にカード会社との連携を強化することにより新規顧客を開拓し、業容の拡大を図ってまいります。

⑦ スtockビジネスの拡大

当社は、国内外の景気動向に左右されない安定した企業経営を課題と捉え、ストックビジネスの拡大を推進します。具体的には国際ブランド決済ネットワーク接続サービスや決済端末サブスク型販売などのサブスクリプションサービスによりストックビジネスの収益比率を高めてまいります。その実現に向け製品やサービスへの先行投資（研究開発）や営業力の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第24期	第25期	第26期	第27期
	2019年 6月期	2020年 6月期	2021年 6月期	2022年 6月期
売 上 高 (千円)	1,546,156	2,638,337	2,078,125	1,588,807
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	95,594	377,305	191,615	△82,878
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	80,482	268,087	126,576	△91,660
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	39円55銭	131円76銭	61円39銭	△39円18銭
総 資 産 額 (千円)	1,073,659	2,013,397	1,336,864	1,514,907
純 資 産 額 (千円)	433,616	681,357	781,565	1,138,504
1株当たり純資産額 (円)	213円11銭	334円87銭	374円40銭	456円74銭

- (注) 1. 当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行いました。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、クレジットカード、デビットカード、電子マネー等の決済システムをオンプレミス型とクラウド型で提供するキャッシュレス決済サービス事業を主要な事業としております。

売上区分とその主要項目は以下のとおりであります。

売上区分	主要項目
情報システム開発売上	キャッシュレス決済システムの設計・開発・販売 キャッシュレス決済端末アプリケーションの設計・開発・販売 キャッシュレス決済端末の販売
アウトソーシングサービス売上	決済ASPサービス（クラウド型）の提供 保守運用サービスの提供

(8) 主要な営業所及び工場（2022年6月30日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	千 葉 県 佐 倉 市	東 京 事 務 所	東 京 都 千 代 田 区
米 沢 事 務 所	山 形 県 米 沢 市	札 幌 事 務 所	北 海 道 札 幌 市
データセンター	神 奈 川 県 横 浜 市		

(9) 従業員の状況（2022年6月30日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
113名	1名（減）	40.9歳	6.9年

（注） 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2022年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 千 葉 銀 行	46,688千円
株 式 会 社 京 葉 銀 行	16,900千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2021年6月2日に東京証券取引所から新規上場承認を受け、同日関東財務局に有価証券届出書を提出し受理されたものの、同月24日付で、株式会社モビリティ（以下「モビリティ」）の代理人弁護士より、当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求を提起したとの通知を同月25日に受けたため、有価証券届出書の取下げを行い、新規上場のための手続きを一旦中止しました。

なお、当該訴訟は2021年7月8日に取下げられましたが、モビリティ及びモビリティ・エックス株式会社（以下「モビリティ・エックス」といい、モビリティと併せて「原告ら」といいます。）より、2021年7月12日付で当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受け、2021年8月4日に、その訴状を受理しております。

これは、当社の販売する決済端末（VEGA3000）を利用した決済システム（CARD CREW PLUS）（以下「当該製品」）がモビリティの特許権及びモビリティ・エックスの当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして、当社を被告として、原告らそれぞれに対し損害賠償として算定される額493,880千円の一部である5,000千円（合計10,000千円）の支払いを請求する旨の損害賠償請求訴訟が裁判所へ提起されたものであります。

当社は、当社の販売する当該製品に原告らの主張するような特許権侵害はなく原告らの請求には理由がないものと考えており、特許権に知見を有する弁護士・弁理士に依頼の上、裁判上で請求の棄却を求めて争う方針としました。

なお、本訴訟は現在係争中であります。

- ② 東京証券取引所よりご承認いただき、2021年9月28日付で、東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）へ上場いたしました。

2 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,492,692株（自己株式 668株除く）
- (3) 株主数 1,420名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社コミュニケーション	607,440株	24.36%
金子 哲司	224,000	8.98
株式会社アイネット	160,000	6.41
矢ヶ部 啓一	153,600	6.16
小坂 大輔	115,400	4.62
坂井 正人	108,000	4.33
ジィ・シィ企画従業員持株会	90,340	3.62
金子 京子	84,400	3.38
近藤 茂男	54,800	2.19
高橋 恵二	45,760	1.83

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（668株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

① 第4回新株予約権（2015年9月18日開催の第20期定時株主総会決議による）

- a 新株予約権の数
62個（新株予約権1個につき400株）
- b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 24,800株
- c 新株予約権の発行価額
無償
- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 225円
- e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 112円
- f 新株予約権の行使期間
2015年9月18日から2025年9月17日まで
- g 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- h 新株予約権の取得事由及び条件
 - ア. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ. 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	10個	4,000株	2名

- (注) 1. 当社は、2015年9月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。
2. 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

② 第5回新株予約権（2016年9月21日開催の第21期定時株主総会決議による）

- a 新株予約権の数
1,150個（新株予約権1個につき40株）
- b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 46,000株
- c 新株予約権の発行価額
無償
- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 250円
- e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 125円
- f 新株予約権の行使期間
2016年9月21日から2026年9月20日まで
- g 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

h 新株予約権の取得事由及び条件

- ア. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	1,130個	45,200株	2名

(注) 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

- ③ 第6回新株予約権（2018年9月27日開催の第23期定時株主総会決議及び2019年5月31日開催の取締役会決議による）
- a 新株予約権の数
350個（新株予約権1個につき40株）
- b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 14,000株
- c 新株予約権の発行価額
無償
- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 300円
- e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 150円
- f 新株予約権の行使期間
2021年7月1日から2028年6月30日まで

g 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

h 新株予約権の取得事由及び条件

- ア. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	60個	2,400株	2名

(注) 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	金 子 哲 司	
代 表 取 締 役 社 長	矢ヶ部 啓 一	
取 締 役	坂 井 正 人	経営管理本部長兼経理財務部長
取 締 役	高 木 洋 介	ペイメントビジネス本部長兼ソリューションセールス部長
取 締 役	小 関 哲	インテグレーション本部長兼調達部長
取 締 役	周 防 賢 三	
取 締 役	西 田 光 志	(株)W&Bay consulting代表取締役 (株)エコミック社外取締役 アイビーシー(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	中 村 敏 宏	
常 勤 監 査 役	小 坂 大 輔	
監 査 役	齋 藤 浩 史	齋藤公認会計士事務所所長 (株)柏の葉キャピタルCEO、(株)TBC顧問、 (株)AGSコンサルティング監査役
監 査 役	阿 部 通 子	八雲法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 周防賢三氏及び西田光志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小坂大輔氏は、2021年9月29日開催の定時株主総会で選任されております。
3. 監査役 中村敏宏氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 齋藤浩史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 阿部通子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役周防賢三氏及び西田光志氏、監査役中村敏宏氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該契約は被保険者が業務の執行に起因して損害賠償請求を受ける場合において、法律上の損害賠償金や訴訟費用を支払うことにより生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は補償対象外とするなど、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93,140 (9,290)	93,140 (9,290)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,000 (13,800)	19,000 (13,800)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	112,140 (23,090)	112,140 (23,090)	－ (－)	－ (－)	12 (6)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。上記の監査役の支給人員と相違しておりますのは、2021年7月7日付で逝去により退任した監査役1名を含んでいるためです。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度における厳しい事業実績に対する経営責任を明確にするため、2022年2月から2022年6月までの期間、役員報酬の減額（代表取締役は報酬月額30%、取締役は同20%、社外取締役は同10%を減額、また常勤監査役については報酬月額の10%を自主返上）を実施しました。上記表中の取締役及び監査役の基本報酬の金額は、減額後の報酬額及び自主返上後の報酬額をそれぞれ記載しております。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、2021年9月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は年額16,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬額は、2021年9月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として取締役の報酬等の内容を検討するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員会の構成メンバーは3名で、うち2名は委員長も含め社外取締役としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会により決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議をする内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容等について当該決定方針と整合するものとして指名・報酬委員会の答申を尊重し決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

a 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、毎月固定額を支給する「基本報酬」と、当該事業年度の業績に連動した「業績連動報酬」によって構成されております。監督機能を担う業務執行を行わない社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査役については、株主総会決議により定められた監査役報酬の枠内で、監査役の協議により決定しております。

種類別の報酬割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で、基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責・貢献度等を考慮して、業績連動報酬の割合について、指名・報酬委員会にて検討を行うものとしております。

b 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて検討を行うものとし、取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。
- ・取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、貢献度等に応じて総合的に勘案して決定することとしております。
- ・取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、各取締役の職責に基づき、各事業年度の営業利益率に基づいた支給割合が設定されております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西田光志氏は、株式会社W&Bay consultingの代表取締役、株式会社エコミック及びアイビーシー株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役齋藤浩史氏は、齋藤公認会計士事務所の所長、株式会社柏の葉キャピタルのCEO、株式会社TBCの顧問及び株式会社AGSコンサルティングの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役阿部通子氏は、八雲法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
周 防 賢 三	取 締 役	当事業年度開催の取締役会30回すべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と見識並びに経営管理に関する豊富な知識から積極的に意見を述べており、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長に就任しております。
西 田 光 志	取 締 役	当事業年度開催の取締役会30回中29回出席し、経営陣から独立した立場で、当社の経営に関して本質的な課題やリスクを把握した上で、情報サービス業界における豊富な経験と知識に基づく提言・助言などを積極的に述べ、当社の企業価値向上に資する役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に就任しております。
中 村 敏 宏	常 勤 監 査 役	当事業年度開催の取締役会30回すべてに出席し、同業他社で経営者として長年務めた豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営から独立し、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査役会14回すべてに出席し、当社のガバナンスやコンプライアンス等に係る監査上の諸問題について、適宜必要な発言を行っております。
齋 藤 浩 史	監 査 役	当事業年度開催の取締役会には30回中29回出席し、公認会計士として培われた企業会計に関する専門的な知識や経験を活かし、取締役会において、適宜、質問、意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。 また、監査役会14回すべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。
阿 部 通 子	監 査 役	当事業年度開催の取締役会には30回中29回出席し、弁護士としての見地から意見を述べており、特に社内規程の改定やコンプライアンス上の諸問題について、専門的な立場から助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会14回すべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,925千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,425千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査業務の進行状況及び概算見積もり等が当社の規模や内容に対して適切であるか否かの検証を行い、会計監査人の報酬等について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 経営理念、経営方針の周知徹底に努め、取締役及び使用人が日々実践していくことで、業務遂行上においての法令及び定款の遵守を徹底するものとする。
 - b コンプライアンス委員会、稟議制度、内部監査室及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保するものとする。
 - c 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務の執行に対する牽制及び監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるものとする。
 - d 内部監査により、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講じるものとする。
 - e 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 文書管理規程及び情報資産管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理するものとする。
 - b 取締役及び監査役は必要に応じて上記の情報を閲覧できるように、閲覧環境を整備するものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a リスク管理規程を整備して、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を図るものとする。
 - b 経営上や業績に重大な影響を与える恐れのあるリスクについて、その発生を未然に防ぐため、リスク管理委員会において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
 - b 取締役は、その執行状況を取締役会に報告するものとする。
 - c 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等の規程に基づき、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役の職務執行が効率的かつ迅速に行える体制を構築するものとする。
 - d 経営会議を設置し、役職員が経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上に努めるものとする。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、会社全般にわたる職務遂行の適正を確保するため、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、内部監査を実施するものとする。また、内部監査室は適宜、監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査役と協議の上、必要に応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委譲されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - b 当該使用人の人事については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとする。
 - b 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- c 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
 - d 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取扱いを受けないことを保障するものとする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行に必要な費用については、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行うものとする。また、必要に応じて他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行うものとする。
 - b 監査役は、経営会議などの重要会議に出席し、意見を述べるができるものとする。
 - c 監査役は定期的に内部監査室及び会計監査人と情報交換を行う等、相互の連携を図り、監査の実効性を確保するよう努めるものとする。
 - d 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取できるものとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針
- a 基本方針を整備し、反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶するものとする。
 - b 反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備、運用を図るものとする。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a 財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
 - b 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告の適正性の確保に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は取締役7名（うち社外取締役2名）により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役も出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

② 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役4名（うち社外監査役3名）により構成されております。

監査役会は毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催しており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、職務の執行及び企業経営の適法性を監視しております。監査役及び監査役会は、監査計画に基づく監査役監査を実施するとともに、毎月開催される監査役会においては、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。また、内部監査室及び会計監査人との連携に努めております。

③ 経営会議

当社は、代表取締役社長の直下に経営会議を設置しております。経営会議は取締役と各部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加し、毎月2回開催しております。

経営会議は取締役会の諮問機関として、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会の決定した基本方針に基づいて各業務の執行方針及び計画並びに重要な業務の実施に関する事項を協議しております。また、各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

④ コンプライアンス委員会

当社はコンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役社長を委員長として部門を統括する取締役、執行役員及び部長により構成されております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることからコンプライアンス規程にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定めた上で、コンプライアンス委員会を四半期に1回開催しております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

⑤ 指名・報酬委員会

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しており、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数は社外取締役によって構成されております。取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

⑥ 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、会計監査及び業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。是正・改善が必要な場合は、必要に応じて代表取締役社長を通して被監査部門への是正・改善指示を行い、内部牽制機能の強化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率は特段の注記がない限り、表示未満の数値を四捨五入して表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表（2022年6月30日現在）

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	1,107,063
現金及び預金	447,263
売掛金及び契約資産	449,482
商品	53,790
仕掛品	51,032
前払費用	38,971
その他	66,521
固定資産	407,844
有形固定資産	92,103
建物	23,891
車両運搬具	1,990
工具、器具及び備品	64,771
リース資産	1,450
無形固定資産	249,448
特許権	677
ソフトウェア	207,097
ソフトウェア仮勘定	41,673
投資その他の資産	66,292
出資金	160
敷金及び保証金	25,277
長期前払費用	21,530
繰延税金資産	19,299
その他	25
資産合計	1,514,907

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	365,512
買掛金	28,049
1年内返済予定の長期借入金	53,552
未払金	123,844
未払費用	18,151
未払法人税等	739
預り金	50,172
契約負債	90,165
リース債務	837
固定負債	10,890
長期借入金	10,036
リース債務	854
負債合計	376,403
(純資産の部)	
株主資本	1,138,504
資本金	431,664
資本剰余金	315,264
資本準備金	315,264
利益剰余金	391,692
利益準備金	1,520
その他利益剰余金	390,172
繰越利益剰余金	390,172
自己株式	△115
純資産合計	1,138,504
負債・純資産合計	1,514,907

損益計算書（2021年7月1日から2022年6月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,588,807
売上原価		955,452
売上総利益		633,355
販売費及び一般管理費		689,071
営業損失		55,715
営業外収益		
保険解約返戻金	621	
助成金収入	1,116	
その他	346	2,084
営業外費用		
支払利息	957	
株式交付費	6,160	
上場関連費用	6,472	
訴訟関連費用	14,994	
その他	661	29,246
経常損失		82,878
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失		82,878
法人税、住民税及び事業税	1,413	
法人税等調整額	7,369	8,782
当期純損失		91,660

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書（2021年7月1日から2022年6月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	190,650	74,250	74,250	1,520	515,233	516,753
当期変動額						
新株の発行	241,014	241,014	241,014			
剰余金の配当					△33,400	△33,400
当期純損失（△）					△91,660	△91,660
自己株式の取得						
当期変動額合計	241,014	241,014	241,014	－	△125,061	△125,061
当期末残高	431,664	315,264	315,264	1,520	390,172	391,692

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△87	781,565	781,565
当期変動額			
新株の発行		482,028	482,028
剰余金の配当		△33,400	△33,400
当期純損失（△）		△91,660	△91,660
自己株式の取得	△28	△28	△28
当期変動額合計	△28	356,938	356,938
当期末残高	△115	1,138,504	1,138,504

個別注記表

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|--|
| (1) 商品 | 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| (2) 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりです。

(1) 情報システム開発

主に、受注制作ソフトウェアに係る開発案件のサービスの提供、システム機器販売、ライセンス販売があります。

受注制作ソフトウェアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、コストに基づくインプット法を適用して履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、プロジェクトの見積原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作ソフトウェア開発案件については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム機器販売に係る収益については、顧客による商品の検収により、当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、商品を顧客が検収した時点で収益を認識しております。

情報システム開発に含まれるライセンス販売に係る収益については、契約上、知的財産を使用する権利を顧客に付与する場合は、一時点で充足される履行義務として処理し、顧客がライセンスを使用して当該知的財産からの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。また、アクセス権の場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

(2) アウトソーシングサービス

主に、決済ASPサービス、保守運用サービスの提供、ライセンス販売があります。

決済ASPサービス、保守運用サービスについては、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があることから、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

決済ASPサービス契約に含まれるライセンス販売に係る収益については、契約上、知的財産を使用する権利を顧客に付与する場合は、一時点で充足される履行義務として処理し、顧客がライセンスを使用して当該知的財産からの便益を享受できるようになった時点で収益を

認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は一部の取引において前払を受ける場合がありますが、履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来、受注制作ソフトウェアに係る開発案件は、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、プロジェクトの見

積原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作ソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(一定の期間にわたり履行義務を充足し認識した収益における原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に進捗度に応じて計上した受注制作ソフトウェア開発案件の売上高
258,861千円

なお、情報システム開発において一定期間にわたり移転される財又はサービスの金額は370,424千円であり、上記はそのうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件を除いた金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

受注制作ソフトウェア開発に係る開発案件（契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件を除く）については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、コストに基づくインプット法を適用して履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度の測定は、プロジェクトの見積原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

受注制作ソフトウェアに係る収益認識における重要な見積りにおいて、原価総額の見積りが必要となります。見積原価総額の算定においては、将来必要と見込まれる工数、外注費を主要な仮定としております。将来必要と見込まれる工数、外注費は、プロジェクトごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げにより算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

受注制作ソフトウェアはその仕様が顧客の要求に基づいて定められており、プロジェクトごとの個性性が強く、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等により見積原価総額が変動することがあります。見積原価総額に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	92,103千円
無形固定資産	249,448千円
長期前払費用	21,530千円
減損損失	－千円

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュレス決済サービス事業のみを行っていることから、独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位として、全ての事業用資産を単一の資産グループとしております。

当事業年度において、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された今後5年間の事業計画を基礎として見積り、当該事業計画の策定に当たっては、将来の新規加盟店獲得数を主要な仮定としております。この仮定は、過去の実績、キャッシュレス決済市場の市場予測など利用可能な外部データからマーケットの将来性、収益増加のための経営施策を反映しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、事業活動へ与える影響は限定的であると見込んでおり、当社の事業計画に与える影響も軽微であると見込んでおります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画については見積りの不確実性が高く、将来の市場環境の変動等による影響を受けることで事業計画が未達成となる等、上記の仮定が変動する場合、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 339,990千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	550,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	550,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,088,160	405,200	－	2,493,360

（変動事由の概要）

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増加 200,000株

有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による増加 60,000株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 145,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	640	28	－	668

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる自己株式の増加 28株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	33,400	16.00	2021年6月30日	2021年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,926	10.00	2022年6月30日	2022年9月30日

(注) 上記の配当金に関しては、当社定時株主総会において付議予定の金額でございます。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 90,400株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	33,616千円
未払賞与否認	12,190千円
未払社会保険料	1,858千円
繰延資産償却	25千円
未払事業税	1,270千円
敷金償却否認	2,323千円
支払手数料	685千円
その他	1,172千円
繰延税金資産小計	53,143千円
評価性引当額	△33,844千円
繰延税金資産合計	19,299千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また設備投資等について必要な資金は銀行借入れによる方針であります。デリバティブ取引は、リスクをヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日及び残高を確認することにより、信用状況を把握しリスクの低減を図っております。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成する等の方法により実績管理しております。

長期借入金については、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主として固定金利による契約とすることで、金利変動リスクの低減を図っております。

デリバティブ取引については、変動金利型借入の金利変動リスクを回避する目的により、ヘッジ手段として利用しております。取引に関しては、取引権限を定めた社内規程に従い行っており、信用リスクを軽減するため、大手金融機関に限定して取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含めておりません（(注1)を参照ください。）。また、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（※）	63,588	63,575	△12
負債計	63,588	63,575	△12

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	160
合計	160

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	53,552	10,036	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	63,575	－	63,575
負債計	－	63,575	－	63,575

(※) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値で算定しておりレベル2に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	キャッシュレス決済 サービス事業
情報システム開発	
一時点で移転される財又はサービス	296,013
一定期間にわたり移転される財又はサービス	370,424
アウトソーシングサービス	
一時点で移転される財又はサービス	5,385
一定期間にわたり移転される財又はサービス	916,985
顧客との契約から生じる収益	1,588,807
外部顧客への売上高	1,588,807

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 重要な会計方針 3.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	211,079
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	335,805
契約資産（期首残高）	141,954
契約資産（期末残高）	113,676
契約負債（期首残高）	120,054
契約負債（期末残高）	90,165

契約資産は、主に受注制作ソフトウェア開発など成果物の引渡し義務を負う契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にシステムの保守運用サービスの提供や、機器の販売、利用期間のあるライセンスの販売など、継続して役務の提供を行う契約について、顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、66,013千円であります。

当事業年度において、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

当事業年度において、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当事業年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の影響は軽微であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	456円74銭
1 株当たり当期純損失	39円18銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社ジィ・シィ企画
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井澤依子

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梶尾拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジィ・シィ企画の2021年7月1日から2022年6月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められせん。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められせん。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月2日

株式会社ジィ・シィ企画	監査役会	
常勤社外監査役	中村敏宏	㊟
常勤監査役	小坂大輔	㊟
社外監査役	齋藤浩史	㊟
社外監査役	阿部通子	㊟

以 上

〈メ モ 欄〉

[illegible]

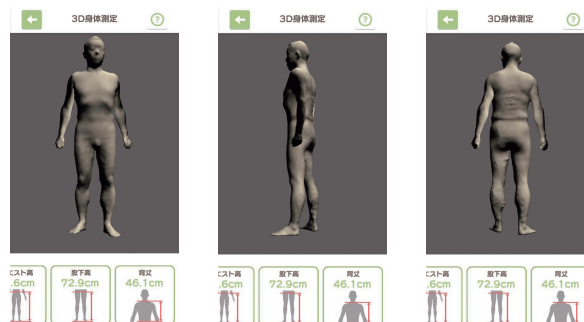
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

健康経営アプリ NUCADOCO の進化

1 3Dボディスキャナに体型サイズ測定機能を実装

リアルアバター生成と同時に3D身体測定が可能となりました。

本サービス契約企業に年1回3Dボディスキャナを貸出して、従業員の健康意識向上をサポートします。また、本機能を活用し大学病院、スポーツチーム、ウェアラブルメーカー、身体測定機器メーカー、医療相談サービス企業など、様々な業種から協業やOEMのご相談を頂いております。



2 アバターを利用したヘルスケアサービス特許取得

昨年出願しました「アバターを利用したヘルスケアサービス」の特許を取得しました。(特許第7104951号)

本特許取得に伴い、今後は従業員アバターを利用した様々なサービスの展開を予定しております。例えばファッションブランドとのコラボでランダムに洋服の着せ替えや、スポーツブランドとコラボで各種スポーツのモーションを従業員アバターに実装するなど、今までに体験したことが無いファッションやスポーツをアバター越しに体験することで、リアル購買に繋げる「アバター広告」の研究開発に着手しております。



従業員アバター化で今までに無いサービスを開発してまいります。

株主総会会場ご案内図

会場

千葉県佐倉市ユーカリが丘4丁目8番1号
ウィシュトンホテル・ユーカリ 5階 ロイヤル



交通のご案内

京成本線「ユーカリが丘」駅 徒歩約1分



株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。